

家族政策に関する意識と制度利用の関連要因
——東アジアを中心とする比較分析——

小 島 宏

(早稲田大学社会科学総合学院)

家族政策に関する意識と制度利用の関連要因

——東アジアを中心とする比較分析——

小島 宏

(早稲田大学社会科学総合学院)

わが国では少子化の要因として晩婚化・未婚化が大きな位置を占めることが指摘されてきたが、少子化対策としては子育て支援策が大きな位置を占めてきた。また、近年はワークライフ・バランス（以下では WLB と省略）支援策が大きな位置を占めつつある。前稿でわが国を含むアジア諸国における結婚促進政策に関する意識や結婚支援サービスの利用意向の関連要因に関する比較分析をしたところ、特にわが国では就業関連要因がそれらに大きな影響を及ぼしていることが明らかになった（Kojima 2011）。他方、WLB 支援策は正規就業で共働きの夫婦を優遇し、社会経済的な格差を拡大する傾向があるとも言われるが、実態は十分に解明されていないようである。

そこで、本稿ではアジア諸国において WLB 政策を含む家族政策に関する意識と家族政策関連制度の利用実態について尋ねた内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付少子化対策推進室による「アジア地域（韓国、シンガポール、日本）における少子化対策の比較調査研究」の付帯調査（2009年）のマイクロデータにロジット分析等の手法を適用し、成人男女および有配偶男女の家族政策に関する意識と制度利用の関連要因を明らかにする。それによって今後の家族政策の一助とすることを目指すものである。なお、著者の小島は専門委員として参画し、調査データを分析して執筆し（小島 2009a）、その際に 2009 年調査のマイクロデータの継続的な学術利用を許可されたことから、本稿での分析が可能になったものである。

本稿ではまず、妊娠・出産負担軽減策を中心とする家族政策等の支持、関連制度の利用、制度利用改善の認識に関する年齢階級別差異のクロス集計の結果を示した後、それらに賛成するかそれ以外かというカテゴリー変数を従属変数として、その規定要因の 2 項ロジット分析の結果を提示する。その際、まずステップワイズ選択法による予備的な分析結果を示し、次に比較可能なモデルによる分析結果を示すことにする。また、本稿は著者による出生・家族政策に関する文献研究（例えば、小島 1989, 1992, 1994a 1994b, 1995b, 1998a, 2005, 2007）と実証研究（例えば、小島 1995a, 1995c, 1995d, 1997）ならびに当該データの分析（小島 2009a, 2010, Kojima 2011）の延長線上にあるものである。

1. 既存研究

欧米ではフランスの国立人口研究所（INED）とその前身（Alexis Carrel 財団）を中心

に第2次大戦中から出生・家族政策に対する意識調査が行われてきた（Drouard 1992:256-261）。また、近年は EU 関連のものも含めヨーロッパでの比較調査がいくつか行われており、マイクロデータが公開されている場合も多いことから実証分析が盛んになりつつある。実際、人口政策受容に関する国際比較調査（PPAS）のように書物にマイクロデータ入りの CD が付録としてついているものもある（Höhn et al. 2008）。

わが国では地方自治体、政府、公共機関が行った家族政策に関する調査でマイクロデータが公開されているものが少ないこともあり、あまり分析が行われていないようである。多変量解析としては「世帯動態調査」や「人口問題意識調査」のマイクロデータを用いて人口政策に対する意識の規定要因のロジット分析を行った Kojima（1992, 1996）が初期のものであろう。他方、育児休業取得については女性労働の研究の一環として比較的多くの分析が行われてきたし、小島（1995d）も初期の分析をしたことがある。

2. データ・分析方法

内閣府による 2009 年初頭の 3 カ国比較調査（日本、韓国、シンガポールで実施）について、詳しくは内閣府(2009)によるこの『アジア地域（日本、韓国、シンガポール）における少子化対策の比較調査研究報告書』の調査報告の部分を参照されたいが、日本の調査は全国から 2 段階化無作為抽出で選んだ市区町村におけるエリア・サンプリングにより、男女年齢の割当数に基づいて 20～49 歳男女千人を抽出して実施した標本調査である。

従属変数として用いた家族政策等の支持、家族政策関連制度の利用、WLB 政策の認識に関する質問と回答の選択肢は以下のとおりである。

「妊娠出産負担軽減」：選択肢 1-2 の選択を「支持」と区分

問 50 「妊娠・出産時の身体的・経済的負担を軽減する施策を国が実施すべきである」という考え方について、次の中からあなたの意見に最も近いものを、1 つだけ選んでください。

- 1 是非ともそうすべきである
- 2 どちらかというそうすべきである
- 3 どちらかというそうすべきでない
- 4 絶対にそうすべきでない
- 5 わからない

「1 出産費用助成」「2 不妊治療女性」「3 無料健康診断」「4 産休期間拡大」「5 母子保健拡充」「6 家事援助拡充」：それぞれの番号の選択肢の選択を「支持」と区分

問 51 妊娠・出産時の身体的・経済的負担を軽減する施策として何が重要だと思いますか。次の中からあなたの考えに近いものを、2 つまで選んでください。

- 1 出産費用を助成することにより、自己負担をなくすこと
- 2 不妊治療に対して助成すること

- 3 妊娠中の健康診断を無料で受けられるようにすること
- 4 産前・産後の休業期間を拡大すること
- 5 母子保健サービスを充実すること
- 6 家事援助などをおこなうヘルパーの訪問サービスの充実
- 7 その他（具体的に)
- 8 特にない
- 9 わからない

「育児支援」：選択肢 1-2 の選択を「支持」と区分

問 52 「育児を支援する施策を国が実施すべきである」という考え方について、次の中からあなたの意見に最も近いものを、1つだけ選んでください。

- 1 是非ともそうすべきである
- 2 どちらかというそうすべきである
- 3 どちらかというそうすべきでない
- 4 絶対にそうすべきでない
- 5 わからない

「1 産前・産後休業」「2 育児休業」「3 父親休暇」「4 短時間勤務」「5 子ども看護休暇」「6 保育所」「7 家庭保育」「8 家事労働者」「9 企業内託児所」「10 幼稚園」「11 放課後児童クラブ」「12 子育て支援サービス」「14 特にない」：それぞれの番号の選択肢の選択を「支持」と区分

問 36 あなたは、またはあなたの配偶者（同棲相手）が、子育てにあたって利用した制度は次のうちどれですか。いくつでも選んでください。

- 1 産前・産後休業制度
- 2 育児休業制度
- 3 父親休暇制度（父親のみに対して、一定期間与えられた休暇制度）
- 4 短時間勤務制度
- 5 子どもの看護のための休暇制度
- 6 保育所（認可外の保育所、保育園等を含む）
- 7 家庭保育（ベビーシッター等）
- 8 家事労働者
- 9 企業が従業員のためにつくった託児所
- 10 幼稚園
- 11 放課後児童クラブ
- 12 地域における子育て支援サービス（ファミリーサポート、つどいの広場など）
- 14 特にない

（WLB改善方策として重要な3項目）「両立のための制度」「両立のための施設」「制度利

用をハンデ（としない）」：それぞれの番号の選択肢の選択を「支持」と区分

問 44 自分の生活の中で、どのようにすれば、自分が希望する時間の取り方ができると思いますか。次の中からあなたの意見に最も近いものを、3つまで選んでください。

- 5 育児・介護休暇や短時間勤務など、仕事と家事・育児・介護等を両立するための制度が整備されれば
- 6 保育所など仕事と家事・育児・介護等を両立するための施設が整備されれば
- 7 育児・介護休暇や短時間勤務といった制度の利用が、キャリアにおけるハンデとならなければ

(男性労働)「制度利用をハンデ（としない）」：それぞれの番号の選択肢の選択を「支持」と区分

問 45 ワークライフ・バランスを考える上で、男性の働き方が一つの論点となっていますが、男性の働き方を変えるには何が必要だと思えますか。次の中からあなたの意見に最も近いものを、2つまで選んでください。

- 7 育児・介護休暇や短時間勤務といった制度の利用が、キャリアにおけるハンデとならなければ

(WLB改善政策として重要な2項目)「1 国民の意識啓発」「2 制度拡充」「3 企業トップ啓発」「4 保育所等整備」：それぞれの番号の選択肢の選択を「支持」と区分

問 46 ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい社会にするために、行政に期待することは何ですか。次の中からあなたの意見に最も近いものを、2つまで選んでください。

- 1 国民への意識啓発
- 2 柔軟な働き方ができるような制度の拡充
- 3 企業や団体トップへの働きかけ
- 4 保育所等の整備

以上の家族政策等の支持の有無に関する8個のカテゴリー変数、家族政策関連制度の利用の有無に関する13個のカテゴリー変数、WLB政策の認識に関する8個のカテゴリー変数を従属変数として関連要因に関する予備的な2項ロジット分析(ステップワイズ選択法)を行った。独立変数としては性別、年齢5歳階級、結婚形態(同棲後婚、直接婚、離死別)、学歴、職業、就業状態(正規・非正規)、週当たり労働時間、親との同別居、別居の場合の時間距離(前稿までの分析では通勤時間と誤認)、所得、居住地特性(シンガポールを除く)、国籍・民族(シンガポールのみ)、宗教等をいずれもダミー変数として用いたが、さらに学歴、職業、就業状態、労働時間、宗教については年齢5歳階級のダミー変数との交差項を追加した。また、総数についてだけでなく、有配偶者のみについて男女別の分析を行ったが、有配偶者についての分析の際には配偶者の学歴、職業、就業状態、労働時間、配偶者の親との同別居に関するダミー変数を追加した。

比較可能なモデルによる分析は男女別に行ったため、独立変数としては年齢5歳階級、パートナー関係（有配偶、同棲経験、パートナー喪失、パートナー未経験、その他）、学歴（高学歴、高卒、低学歴）、就業形態（農林・自営、専門職、公務、民間、失業、その他）、雇用形態（非正規、正規）を用い、日本と韓国については居住地特性（大都市、中小都市、農村）、都市国家のシンガポールについてはその代わりに民族（マレー系、中国系、インド系）と国籍（外国人、国民）をいずれもダミー変数として用いた（下線は基準カテゴリーであることを示す）。ただし、韓国では低学歴の者が非常に少なかったため、独立のカテゴリーとはしなかった。そのほか、独立変数として宗教を用いたが、各国の実情に応じて区分が異なる（日本：仏教、有配偶×仏教、その他、韓国：仏教、カトリック、プロテスタント、その他、シンガポール：仏教、カトリック、プロテスタント、イスラム教、道教、ヒンドゥー教、その他）。

多変量解析に際してはSAS/LOGISTICとSAS/CATMODプロシージャを用いたが、エリア・サンプリングと割当法により個人の標本抽出がなされているため、実際の標準誤差はSASが算出するものよりも大きい可能性があるため、結果の解釈には注意を要する。

3. 分析結果

(1) クロス表分析

1) 家族政策等の支持割合

表1は2009年調査に基づいて国別・男女年齢10歳階級別に家族政策等を支持する者の割合を示したものである。第1列の「妊娠出産負担軽減」を支持する者の割合は日本で7割強と、4割強の韓国・シンガポールよりもはるかに高い。いずれの国でも男性、特に30代で高いが、40代の女性で特に低い。第2～7列は妊娠出産負担軽減施策として2つ選ばれたものの支持割合を示す。3カ国のいずれにおいても「1 出産費用助成」の支持割合が最も高く、日本とシンガポールで7割前後、韓国でも6割強を占め、いずれの国でも女性よりも男性で若干支持割合が高く、40代で若干低い。

2番目に支持割合が高いのは日本とシンガポールでは「3 無料健康診断」であるが、韓国では固有の事情（後掲の表2は利用頻度が低いことを示す）を反映してか「4 産休期間拡大」の方が高い。「3 無料健康診断」の支持割合については日本の40代男性で特に低い点の特異であるが、理由はわからない。日本では「2 不妊治療助成」と「5 母子保健拡充」が「3 無料健康診断」に次いで支持割合が高い。「2 不妊治療助成」の支持割合が実際に治療をする者が多いと思われる30代女性で特に高いのは納得できるし、韓国では水準が最も低いものの同様な傾向がみられる。「6 家事援助拡充」の支持割合は日本とシンガポールでは5%前後で最も低いだが、韓国では2割強となっている。他方、第8列の「育児支援」の支持割合は日本で7割弱と、4割強の韓国・シンガポールよりもかなり高い。韓国の女性を除き、男女とも30代で高い。

2) 家族政策関連制度の利用割合

表2は国別・男女年齢10歳階級別に家族政策関連制度を利用したことがある者の割合を示したものである。日本の場合、結婚・出産に伴う女性の退職が多いこともあるためか、利用割合が1割を超えるのが「10 幼稚園」（26.9%）、「6 保育所」（23.9%）、「1 産前産後休暇」（15.2%）、「12 子育て支援サービス」（11.5%）、「2 育児休業」（10.5%）しかな

く、「6 保育所」「10 幼稚園」「12 子育て支援サービス」等を除き、シンガポールより利用割合が低い制度が多い。韓国も利用割合が 34.8%と 3 カ国の中で最も高い「10 幼稚園」を除き、利用割合はすべて 1 割未満の低い水準にあり、「14 特にない」が若干高くなっているが、日本と同様の理由によるのかもしれない。シンガポールでは「10 幼稚園」(23.4%)と「6 保育所」(14.2%)の利用割合が比較的高い水準にあるだけでなく、「1 産前産後休暇」(34.7%)、「2 育児休業」(15.4%)、「3 父親休暇」(14.4%)、「8 家事労働者」(15.2%)の利用割合が日韓両国と比べて特に高いし、「4 短時間勤務」「7 家庭保育」「9 企業内託児所」のように低水準ながら日韓両国よりも利用割合が相対的にかなり高いものもある。他方、「5 子ども看護休暇」は 3 カ国のいずれにおいても利用割合が非常に低い。

男女別にみると、韓国では「12 子育て支援サービス」を除き、男性よりも女性の利用割合が高いが、「3 父親休暇」だけは日本とシンガポールで女性よりも男性の利用割合が高くなっている。年齢階級別にみると、未婚者も多い 20 代では利用割合が非常に低い制度が多い。累積の効果が見られる 40 代の利用割合が最も高くなるはずであるが、比較的最近になって導入されたような制度だと、30 代の利用割合の方が高くなっている。

3) WLB 政策の認識割合

表 3 は国別・男女年齢 10 歳階級別に WLB 政策に関するそれぞれの認識をもつ者の割合を示したものである。第 1～3 列に示された WLB 改善方策として重要なものとしての 3 項目の中では「両立のための制度」の選択割合が 3 カ国のいずれにおいても最も高く（シンガポール 41.1%、韓国 31.5%、日本 25.5%）、「制度利用をハンデ（としない）」こととする者の割合が最も低い（シンガポール 20.7%、韓国 18.3%、日本 12.8%）。いずれの選択肢の選択割合もシンガポールで最も高く、日本で最も低い。これは日本の制度が整っていることを意味するのではなく、別の構造的要因が重要であるとの認識があることを意味するのではないかと想像される。

「両立のための制度」と「両立のための施設」については男性よりも女性の選択割合が高いが、「制度利用をハンデ（としない）」については日本とシンガポールでは女性より男性の方が選択割合が高くなっており、両国で女性よりも男性にとって制度利用がハンデとなっている実態があることを示唆する。しかし、第 4 列の男性の働き方を変えるための必要条件としての選択割合をみると、いずれの国においても「制度利用をハンデ（としない）」の選択割合が 1 割程度高まっているだけでなく、女性の選択割合の方が高くなっている。3 カ国のいずれにおいてもそのような認識が特に男性について存在するようである。年齢階級別にみると、いずれに項目についても 30 代が最も選択割合が高くなる傾向がある。

WLB 改善を実現するための政策としては「2 制度拡充」が 3 カ国のいずれにおいても 6 割を超えて最も高い選択割合を示している。韓国とシンガポールでは「1 国民の意識啓発」がそれに次ぐが、日本では「3 企業トップ啓発」がそれに次ぐのは日本社会が会社中心主義であるとの認識が日本人の間にあるためであろうか。「4 保育所等整備」については選択割合に比較的大きな男女差があり、女性の方が高い割合を示している。逆に、「1 国民の意識啓発」と「3 企業トップ啓発」は男性の方が高い割合を示している。年齢階級別にみると、「4 保育所等整備」については 3 カ国のいずれにおいても利用頻度が高いと思われる 30 代の選択割合が高いという特徴があるが、その他の項目についてはそのような傾向がみられない。

(2) 予備的ロジット分析

1) 家族政策等の支持

表4は2009年調査のマイクロデータに2項ロジットモデルを適用して家族政策等の支持に対して有意な関係をもつ変数をステップワイズ選択法で選んだ結果である。標本規模が小さいにも関わらず、候補の変数を多数投入したため、「モデル（適合度の）妥当性疑問」という警告が出るのが若干あったので、表中に書き込んだ。

全体的に就業関連変数、特に年齢5歳階級との交差項が意外に多く関連していることが目に付く。また、パートナー関係に関する変数も関連しているが、これはこれらの政策が主として結婚している者を対象とするためである。韓国とシンガポールでは宗教関連変数の影響も無視できない。労働時間の家族形成意識・行動に対する予想外の影響については拙稿（小島 2009b）でも見いだされているが、因果関係が逆の可能性もあるので、注意が必要かも知れない。特に日本における宗教の影響も予想外であるが、これについては因果関係が逆の可能性は低いものと思われる。宗教は家族政策等への支持を促進する傾向がある。

いずれにしても国ごとにも政策ごとにも一貫して有意な関連要因がみられないため、一般化するのが難しいので、分析対象を有配偶者に限定した分析結果を示した表5をみることにする。この分析では配偶者の属性に関する要因も含まれている。有配偶に限定したことから、パートナー関係に関する関連要因としては「同棲後婚」だけが残っているが、これは日本とシンガポールの有配偶者においては家族政策等支持に負の効果をもつ傾向があるのに対して、韓国の有配偶者では逆の効果をもつ傾向があるように見受けられる。これは同棲後婚（同棲を経ての結婚）が負の効果をもつ場合は価値観等を反映し、正の効果をもつ場合は社会的階層を反映しているためなのかもしれない。実際、「5 母子保健拡充」支持に対して日本の有配偶男性の同棲後婚が負の効果をもつものに対して、韓国の有配偶男性では正の効果をもっている。

「2 不妊治療女性」と「6 家事援助拡充」は高学歴、専門職、公務員といった比較的恵まれた有配偶者が支持する傾向があるようであるが、それ以外の家族政策等は比較的恵まれない有配偶者が支持する傾向があるように思われる。しかし、「3 無料健康診断」の場合のように日本の有配偶男性では妻が高学歴の場合に支持する傾向があるのに対し、日本有配偶女性では夫が高学歴の場合に支持しない傾向があるという、一国の中でも一見相反するような結果もみられる。

2) 家族政策関連制度の利用

表6a、表6bは2009年調査のマイクロデータに2項ロジットモデルを適用して家族政策関連制度の利用に対して有意な関係をもつ変数をステップワイズ選択法で選んだ結果である。「モデル（適合度の）妥当性疑問」という警告が出たものを除くと有意な変数の組み合わせが出たものがあまり多くないので、日本に関する結果を中心として各種制度の利用について順次検討することにする。

まず、表6a第1列の「1 産前・産後休業」については日本の女性についてしか有意な結果が出ていないが、ユニオン（結婚・同棲等の同居パートナー関係）中であること、1

子以上をもつこと、中小都市居住、専門職、正規雇用、25～29歳の非正規雇用が正の効果を持ち、実家が15分未満であることが負の効果をもっている。25～29歳の非正規雇用の正の効果については他の関連要因のように就業継続に繋がりそうでないが、産前・産後休業を取ってから退職し、その後、非正規就業したとも解釈できる。

「2 育児休業」については有意な結果が出ていないが、「3 父親休暇」については日本の女性と韓国の男性について有意な結果が出ている。日本の女性では30～34歳の仏教徒と35～39歳の公的部門被用者の夫が利用した可能性が高いが、夫も同様な属性をもつとすれば解釈可能な結果である。韓国の男性において農業従事者や専門職が父親休暇を利用したというのもっともらしい結果であるが、他の属性については解釈が難しい。

「4 短時間勤務」については日本の男女と韓国の男性で有意な結果が出ている。日本の男性では35～39歳の公的部門被用者と25～29歳の週51～60時間労働をする者が（恐らく）妻が短時間勤務の制度を利用した可能性が高い。前者については妻も公的部門被用者である可能性が高いことから、後者については長時間労働で家事・育児時間が取れないためということで解釈可能であろう。日本の女性では30～34歳の高卒者、農業従事者、35～39歳の公的部門被用者、40代の民間部門被用者、高所得世帯の世帯員で短時間勤務の制度を利用した可能性が高い。農業従事者、公的部門被用者については利用しやすい状況がありそうであるし、高所得世帯の場合は収入減少が問題になりにくいと解釈できるが、その他の属性については女性中心の職場の現業職や販売職で利用しやすい状況があるということなのであろうか。韓国の男性の場合は仏教と実家からの距離が関わっているが、解釈が難しい。

「5 子ども看護休暇」についても日本の男女と韓国の男性で有意な結果が出ているが、日本の女性の場合は30代から40代前半の公的部門被用者で利用した可能性が高いが、継続就業がしやすく、利用しやすい状況を反映したものであろう。日本の男性の場合、40～44歳の公的部門被用者と週61時間以上労働の者については「4 短時間勤務」の場合と同様の解釈が成り立つように思われるが、他の属性については解釈が難しい。韓国の男性の35～39歳の公的部門被用者と40～44歳の週51～60時間労働の者についても同様の解釈が成り立つであろうが、他の属性については解釈が難しい。

「6 保育所」の利用については日本の女性においてしか有意な結果がみられない。1子以上をもつ者で利用した可能性が高いのは当然であろう。また、週21～40時間か週41～50時間がフルタイムかそれに近い就業を表すとすれば、保育所に入所の際の優先順位が高くなるということで解釈が可能である。

「7 家庭保育」については日本の男女と韓国の女性で有意な結果が出ている。日本の男性では同棲中の者、45～49歳の公的部門被用者、40～44歳の週61時間以上労働の者で家庭保育を利用している可能性が高い。同棲中の者については公的保育施設への入所が難しいためであろうか。45～49歳の公的部門被用者や40～44歳の週61時間以上の労働の者は妻も同様の属性をもつため、送り迎えができず家庭保育を利用せざるを得ないのであろうか。日本の女性で30～34歳の高学歴者と45～49歳の週41～50時間労働の者についても同様の解釈が考えられる。離死別者については保育施設への入所が経済的ないし時間的に困難なため、家庭保育を利用せざるを得ないのかもしれない。韓国の女性では30代の高卒者で家庭保育を利用した可能性が高いが、そのような属性をもつ女性の労働条件に

より保育施設への入所が制約されているのかもしれない。

表 6b の第 1 列の「8 家事労働者」については日本の女性と韓国の男女で有意な結果が出ている。日本の女性では 35～39 歳の週 21～40 時間労働の者で利用した可能性が高いが、団塊ジュニア世代の勝ち組の総合職ということなのであろうか。韓国では男女とも宗教をもつ者と長時間労働の者が家事労働者を利用した可能性が高いが、宗教については価値観を示すのか、社会階層を示すのか、寺院・教会のネットワークを通じた採用を示すのかがわからないが、長時間労働については家事労働者の必要性を示すものと思われる。韓国の女性では 35～39 歳の高卒者で家事労働者の利用が多いが、家庭保育の利用も多いので、そのような属性をもつ女性の労働条件にかかわっているものと思われる。

「9 企業内託児所」については 3 カ国の男女について有意な結果が出ているが、個人の属性と関連する勤務先の属性が直接的に関わっているものと推測される。日韓両国の男性においては同棲経験者と 30 代後半の公的部門の者が関わっているのが興味深い。結婚前に同棲するような妻が働く勤務先は託児所がある場合が多いということであろう。公的部門の男性の妻は公的部門が勤務先で託児所があるというのは解釈可能であろう。日本の 35～39 歳で長時間労働の男性の妻や 25～29 歳の短時間労働の女性の勤務先も託児所をもっている可能性が高いということであろうが、どのような勤務先かはわからない。

「10 幼稚園」については「モデル妥当性疑問」以外のものはなく、「11 放課後児童クラブ」についてもそれ以外のものとしては韓国の女性で有意な結果が出ているだけである。45～49 歳の仏教徒、40～44 歳で週 41～50 時間労働の者、35～39 歳で週 51～60 時間労働の者で放課後児童クラブの利用が多いということであるが、35～39 歳で週 51～60 時間労働の者は企業内託児所の利用も多いので、長時間労働を要求するが、託児所を用意するような勤務先で働いていることなのであろう。

「12 子育て支援サービス」については日本の女性、韓国の男女、シンガポールの男性で有意な結果が出ている。日本の女性においてユニオン中の者、1 子以上をもつ者で利用が多いのは利用の要件でもあり、当然であろうが、2 子以上をもつ者では利用が少なくなるのが興味深い。2 子以上の場合は（恐らく出産退職をして）「幼稚園」等の他の形態の育児支援を利用するということなのであろう。実家まで 1～2 時間かかる者で利用が多いのも、遠くの親族よりも近くの他人に支援を依頼する傾向があるということの意味するであろう。しかし、30 代前半の無宗教の者で子育て支援サービスの利用が多いのは遠くの親族よりも近くの他人に頼る方が良いというような価値観によるのかどうかかわからない。

韓国の男性の場合は 25～29 歳の週 21～40 時間労働の者と 45～49 歳の非正規雇用の者が子育て支援サービスの利用が多いが、前者については子ども看護休暇の利用も多いことから本人または妻が恵まれた立場の者である可能性もあるが、後者については経済的理由により他の施設等を利用できないことを意味する可能性がある。韓国の女性の場合は 35～39 歳のプロテスタントが子育て支援サービスの利用が多いが、そのようなサービスが教会を中心に運営されている可能性を示唆する。

シンガポールの男性では 30～34 歳の週 51～60 時間労働の者と 40～44 歳の週 61 時間以上の労働の者で子育て支援サービスの利用が多いが、長時間労働で育児に使える時間が少ないため、他の形態のサービスを利用することができないのかもしれない。なお、「14 特にない」については（モデル妥当性疑問）以外のものはない。

次に、表7aと表7bにより分析対象を有配偶者に限定し、配偶者の属性に関する関連要因も含んだ分析結果を各種制度の利用について順次みることにする。有配偶に限定したことから、パートナー関係に関する関連要因としては「同棲経験」と「結婚経験」だけが残っているが、後者については結婚年月が明らかな結婚経験に関する変数であり、有配偶に限定したことと矛盾しない。

まず、表7a第1列の「1 産前・産後休業」については日本の有配偶女性と韓国の有配偶男性について有意な結果が出ている。日本の有配偶女性では専門職、正規雇用の者、夫の親と同居する者で産前・産後休業の利用が多いが、これらの要因により恐らく就業継続が可能になった結果を示すのであろう。韓国の有配偶男性では35～39歳の公的部門被用者で妻の産前・産後休業の利用が多いが、妻が公的部門被用者の場合でも夫が公的部門被用者でないと就業継続が難しいか産前・産後休業が取りにくいことを意味するのではないかと思われる。

このことは日本の有配偶男性で35～39歳の公的部門被用者、妻が公的部門被用者、妻が正規雇用の者で（妻の）「2 育児休業」の利用が多いことと類似している。日本の有配偶女性では正規雇用の者で育児休業の利用が多いのも日本の男性で妻が正規雇用の者で利用が多いことと対応している。韓国の有配偶男性では、宗教関係の属性を別として30代後半から40時間前半で労働時間が比較的長い者で妻の育児休業の利用が多いのは本人が育児に時間を割けないためであろう。また、妻が高学歴の場合も育児休業を利用しやすい状況にある可能性が高いことを示すものと思われる。シンガポールの有配偶女性では比較的長時間労働の者と30～34歳の正規雇用の者で育児休業が多いのも、働いていると育児に時間を割けないためと就業継続が可能のためであろう。

「3 父親休暇」については日本の有配偶男女、韓国の有配偶男性、シンガポールの有配偶女性で有意な結果が出ている。日本の有配偶男性の場合、妻が低学歴の者と妻が失業者で父親休暇の利用が多いというのは解釈しにくいところがある。妻が不安定な雇用条件で働いていたため、父親休暇を利用して育児をすることになったということなのであろうか。日本の有配偶女性の場合は宗教を別として、逆に妻が安定した雇用条件で働いていることを示唆するような属性が有意になっており、35～39歳の公的部門被用者と25～29歳の正規就業の者で夫による父親休暇の利用が多くなっている。韓国の有配偶男性において農業従事者や専門職が父親休暇を利用したというのもっともらしい結果であるし、25～29歳の長時間労働の者で日頃育児ができないために利用するというのも解釈可能であろう。シンガポールの有配偶女性においては夫が高学歴の者で夫が父親休暇を取るというのも、大卒の夫が父親休業を取れるような勤務先で働いていたり、革新的な価値観をもっていたりするとすれば解釈可能な結果であろう。

「4 短時間勤務」については日本の有配偶男女、韓国とシンガポールの有配偶男性で有意な結果が出ている。日本の有配偶男性では宗教を別として、35～39歳の公的部門被用者、40～44歳の週61時間以上の労働をする者、妻が正規雇用の者が（恐らく）妻が短時間勤務の制度を利用した可能性が高い。最初については妻も公的部門被用者である可能性が高いため、2番目については長時間労働で家事・育児時間が取れないため、3番目については妻が短時間勤務の対象になるためということで解釈可能であろう。日本の有配偶女性では女性総数の場合と同様、30～34歳の高卒者、農業従事者、35～39歳の公的部門被用者、

40代の民間部門被用者、高所得世帯の世帯員で短時間勤務の制度を利用した可能性が高い。農業従事者、公的部門被用者については利用しやすい状況がありそうであるし、高所得世帯の場合は収入減少が問題になりにくいと解釈できるが、その他の属性については女性中心の職場の現業職や販売職で利用しやすい状況があるということなのであろうか。

韓国の有配偶男性の場合は男性総数の場合と同様、仏教と実家からの距離が（恐らく）妻の短時間勤務に関わっているが、解釈が難しい。シンガポールの有配偶男性の場合、宗教は別として2子以上の者、30～34歳の週61時間以上労働の者、実家が1～2時間の者、妻が週21～40時間労働の者で（恐らく）妻が短時間勤務を利用する者が多い。2子以上は負担が大きいため、長時間労働は有配偶男性が育児に時間を割けないため、実家が遠いと支援が受けにくいと、妻が（恐らく）フルタイムでないで制度を利用できないためということで解釈可能な結果となっている。

「5 子ども看護休暇」については日本の男女と韓国とシンガポールの男性で有意な結果が出ているが、日本の有配偶女性の場合は女性総数の場合と同様、30代の公的部門被用者で利用した可能性が高いが、継続就業がしやすく、利用しやすい状況を反映したものであろう。40代前半については公的部門被用者ではなく、週41～50時間労働の者と変化しているが、公的部門被用者には限らず、継続就業で長時間労働であるため、子ども看護休暇を利用したということであろう。日本の有配偶男性の場合、週61時間以上労働の者と高所得については時間的制約があったり、経済的余裕があったりということで本人または妻による子どもの看護休暇の利用が多いということだと解釈できる。また、妻が公的部門被用者の場合も継続雇用がしやすく、利用しやすいためだと思われる。また、妻が低学歴の場合は不安定な労働条件であるため、本人が子ども看護休暇を利用する可能性が高まると解釈できる。しかし、45～49歳の高卒者、30～34歳民間部門被用者、35～39歳の21～40時間労働の者といった、他の属性をもつ者については解釈が難しい。韓国の男性の35～39歳の公的部門被用者と40～44歳の週51～60時間労働の者についても日本の有配偶男性の場合と同様の解釈が成り立つであろうが、他の属性については解釈が難しい。シンガポールの有配偶男性の場合は無宗教やヒンドゥー教が有意な効果をもつということで解釈が難しい。

「6 保育所」の利用についてはシンガポールの有配偶男性以外で有意な結果がみられる。日本の有配偶男性では妻が正規雇用の者の場合、保育所の利用が多くなるが、保育所に入所の際の優先順位が高まるので当然であろう。日本の有配偶女性で2子以上をもつ者で利用した可能性が高いのも時間的制約が増えるし、優先順位が高まるということで解釈が可能である。専門職の場合も就業継続や優先順位の関係で同様であろう。また、週21～40時間、週41～50時間、週51～60時間の労働がフルタイム就業を表すとすれば、保育所に入所の際の優先順位が高くなるということで解釈が可能である。

韓国の有配偶男女のいずれにおいても中小都市居住の場合に保育所の利用が多くなるが、大都市ほど需要が多くなく、農村部よりも供給が多い結果だとも解釈できる。有配偶女性の場合は35～39歳の高学歴者と40～44歳の長時間労働者で保育所利用が多いのも、継続就業や時間的制約の関係で解釈可能であろう。シンガポールの有配偶女性では宗教の影響は別として、日本の有配偶女性と同様に2子以上の者、韓国の有配偶女性の場合と同様、35～39歳の高学歴者と40～44歳の長時間労働者で保育所利用が多いのは、継続就業や時

間的制約の関係で解釈可能であろう。25～29歳の民間部門被用者で利用が多いのは逆の因果関係、すなわち保育所を利用できたために就業継続できたことを示すのかもしれない。

「7 家庭保育」については日本とシンガポールの有配偶男女と韓国の有配偶女性で有意な結果が出ている。日本の有配偶男性では45～49歳の公的部門被用者、40～44歳の週61時間以上労働の者で家庭保育を利用している可能性が高いが、妻も同様の属性をもつため、送り迎えができず家庭保育を利用せざるを得ない可能性がある。日本の有配偶女性では女性総数の場合とは逆に低学歴者と30～34歳の週20時間以下の労働の者で家庭保育の利用が多い。不安定就業で保育施設への入所が経済的ないし時間的に困難なため、家庭保育を利用せざるを得ないのかもしれない。

韓国の有配偶女性では同棲後に結婚した者で家庭保育を利用した可能性が高いが、そのような属性をもつ女性の労働条件（不安定就業？）にかかわっているものと想像される。シンガポールの有配偶男性では妻が週51～60時間の者で家庭保育の利用が多いが、長時間労働の場合、保育所等の施設への送り迎えが難しいためかと思われる。シンガポールの有配偶女性では40～44歳の正規雇用の者と高所得世帯の者で家庭保育の利用が多いが、時間的制約と経済的余裕によるものと解釈できる。

表7bの第1列の「8 家事労働者」については日本とシンガポールの有配偶女性と韓国の有配偶男女で有意な結果が出ている。日本の有配偶女性では女性総数の場合と同様、35～39歳の週21～40時間労働の者で利用した可能性が高いが、団塊ジュニア世代の勝ち組の総合職ということなのであろうか。韓国では有配偶男女とも宗教をもつ者と長時間労働の者が家事労働者を利用した可能性が高いが、宗教については価値観を示すのか、社会階層を示すのか、寺院・教会のネットワークを通じた採用を示すのかわからないが、長時間労働については家事労働者の必要性を示すものと思われる。韓国の有配偶男性では農業従事者と高所得者でも家事労働者の利用が多いが、前者については家事労働者が農業労働者を兼ねていることによるとも考えられるし、後者については経済的余裕があるために家事労働者の利用が多いと解釈できる。韓国の有配偶女性では35～39歳の高卒者で家事労働者の利用が多いが、家庭保育の利用も多いので、そのような属性をもつ女性の労働条件により保育施設の利用が制約されるのかもしれない。シンガポールの女性では専門職と高所得世帯の者が家事労働者を利用する可能性が高いが、経済的余裕があることを反映しているように思われる。

「9 企業内託児所」については日本の有配偶男性、韓国の有配偶女性、シンガポールの有配偶男女について有意な結果が出ているが、個人ないし配偶者の属性と関連する勤務先の属性が直接的に関わっているはずである。日本の有配偶男性においては同棲経験者、30～39歳の週61時間以上労働の者、妻が正規雇用の者で妻の企業内託児所の利用が多い。妻が正規雇用であると企業内託児所が利用できる可能性が高いのは当然であろう。同棲後に結婚するような女性が働く勤務先はどのようなところかわからないが、勤務先に託児所がある場合が多いということであろう。35～39歳で長時間労働の有配偶男性の場合、育児に時間が割けないので妻が託児所をもつような勤務先で働く可能性が高いということであろう。韓国の有配偶男性でも35～39歳の長時間労働の者で妻による企業内託児所の利用が多いことについても同様の解釈が成り立つのであろう。シンガポールの有配偶男女では宗教の影響が大きい、価値観を示すのか、社会階層を示すのか、寺院・教会のネットワ

ークを通じた就職を示すのかがわからない。有配偶男性で妻が長時間労働の場合に企業内託児所の利用が多いのは、家庭内保育の場合と同様、長時間労働で一般の保育所等の施設への送り迎えが難しいためかと思われる。有配偶女性では 25～29 歳の高学歴者と正規雇用の者で企業内保育所の利用が多いが、高学歴だと正規雇用での就業継続の可能性が高いであろうし、正規雇用であると企業内託児所が利用できる可能性が当然、高くなるであろう。

「10 幼稚園」については日本の有配偶男女で有意な結果が出ている。日本の有配偶男性においては 2 子以上の者、30 代後半の高学歴者、40 代の民間部門被用者で幼稚園利用の可能性が高まり、妻が正規雇用の者で幼稚園利用の可能性が低くなる。妻が正規雇用の場合は幼稚園への送り迎えが難しいので、すでにみたとおり保育所の利用が増えることになる。また、それ以外の場合は恐らく妻が結婚・出産退職により少なくとも子どもの就学前の時期は専業主婦化する可能性が高まり、幼稚園の利用が増えるものと思われる。日本の有配偶女性においては 30 代後半の者、2 子以上の者、40 代前半で高学歴の者で幼稚園利用の可能性が高いが、これも結婚・出産退職により少なくとも子どもの就学前の時期に専業主婦化している有配偶女性の年齢、子ども数、留保賃金の高さに対応しているものと思われる。

「11 放課後児童クラブ」については日本の有配偶男性と韓国の有配偶男女で有意な結果が出ている。日本の有配偶男性においては 40 代前半の者、2 子以上の者、自営業従事者、30 代後半の民間部門被用者、高所得世帯の者、妻が民間部門被用者で放課後児童クラブの利用が多いのはこれらの属性をもつ者で、子どもが就学期に入ってから妻が労働市場に再参入し、放課後児童クラブを利用する可能性が高まったのではないかと思われる。

韓国の有配偶男性においては 40 代前半のカトリックの者で放課後児童クラブの利用が多いが、30 代後半のカトリックの者で家事労働者の利用が多いことを考えると、就学後は保育サービスを利用できないため、放課後児童クラブを利用することになると思われる。韓国の有配偶女性においては 45～49 歳の仏教徒、30 代前半と 40 代前半で週 41～50 時間労働の者、30 代後半で週 51～60 時間労働の者で放課後児童クラブの利用が多いということであるが、30 代前半で週 41～50 時間労働の者は家事労働者の利用が多く、40 代前半でより長時間労働の者は保育所の利用が多く、30 代後半で週 51～60 時間労働の者は企業内託児所の利用が多いので、長時間労働を要求するような勤務先で働いているが、就学後は保育サービスを利用できないため、放課後児童クラブを利用するということなのであろう。

「12 子育て支援サービス」については日本の有配偶男女、韓国の有配偶女性、シンガポールの有配偶男女で有意な結果が出ている。日本の有配偶男性においては高学歴の者で子育て支援サービスの利用が多く、高所得世帯の者で少ない。日本の有配偶女性においては 30 代前半の無宗教の者で子育て支援サービスの利用が多いのは遠くの親族よりも近くの他人に頼る方が良いというような価値観によるのかどうかわからない。韓国の有配偶女性においては 20 代後半と 30 代後半のプロテスタントが子育て支援サービスの利用が多いが、そのようなサービスが教会を中心に運営されている可能性を示唆する。

シンガポールの有配偶男性では男性総数の場合と同様、30～34 歳の週 51～60 時間労働の者と 40～44 歳の週 61 時間以上の労働の者で子育て支援サービスの利用が多いが、長時間労働で育児に使える時間が少ないため、他の形態のサービスを利用することができない

とも考えられる。シンガポールの有配偶女性ではインド系、外国人、30代後半と40代後半の道教徒、30代後半の無宗教の者で子育て支援サービスの利用が多いが、インド系と外国人については少数派であることで他の保育サービスが利用しにくいことも考えられる。宗教については遠くの親族よりも近くの他人に頼る方が良いというような価値観によるのかもしれない。

「14 特にない」については3カ国の男女で有意になっている。日本の有配偶男性では20代後半の非正規雇用の者でこの回答が多いが、子どもをもてないことか子どもをもっても正規雇用でないために利用できないことを示しているのであろう。日本の有配偶女性では結婚年月を記載した者と週21~40時間労働の者でこの回答が少ないが、それらの属性が正規雇用に結びつきやすいためかとも思われる。韓国の有配偶男性では高卒者で「特にない」という回答が多く、妻が正規雇用の者で少ない。後者については各種制度を利用しやすいためであろうが、前者については有配偶女性でそのような回答が多い場合とも一致しているため、各種制度を利用しにくい状況にあるのかもしれない。韓国の有配偶女性においては夫が高卒の場合のほか、農村居住の場合にそのような回答が多いのは各種制度にアクセスしにくいことによるのではないかと思われる。

シンガポールの有配偶男性では20代後半の無宗教の者、40代後半の高卒の者で「特にない」という回答が多く、妻が正規雇用の者で少ない。宗教の影響は別として韓国の有配偶男性の場合と類似しており、高卒者の場合には各種制度を利用しにくい状況があり、妻が正規雇用の場合には利用しやすい状況がある可能性が考えられる。シンガポールの有配偶女性ではイスラム教徒、40~44歳で週51~60労働の者、中所得世帯の者でそのような回答が多く、専門職、正規雇用の者、夫が自営の者で少ない。これも前者では各種制度を利用しやすい状況があり、後者では利用しにくい状況があるものと思われる。

全体的に就業関連変数、特に年齢5歳階級との交差項が意外に家族政策関連制度の利用にも関連していることが目に付く。また、韓国とシンガポールでは宗教関連変数の影響も無視できない。労働時間の家族形成意識・行動に対する予想外の影響については拙稿（小島 2009b）でも見いだされているが、因果関係が逆の可能性もあるので、注意が必要かも知れない。特に日本における宗教の影響も予想外であるが、宗教の影響については因果関係が逆の可能性は低いものと思われる。

3) WLB 政策の認識

表8は2009年調査のマイクロデータに2項ロジットモデルを適用してWLB改善政策等の認識に対して有意な関係をもつ変数をステップワイズ選択法で選んだ結果である。全体的に就業関連変数、特に年齢5歳階級との交差項が意外に多く関連していることが目に付く。また、パートナー関係に関する変数も関連しているが、これはこれらの政策が主として結婚している者の仕事と生活の両立を対象とするためである。韓国とシンガポールでは宗教関連変数の影響もかなり多い。

いずれにしてもWLB政策の多くが結婚している者を対象としているし、国ごとにも政策ごとにも一貫して有意な関連要因がみられず一般化するのが難しいため、分析対象を有配偶者に限定した分析結果を示した表9をみることにする。日本については有意な結果に含まれる変数が若干増えているが、韓国とシンガポールについてはかなり減っており、実

体験に基づく意識を示しているように思われる。

この分析では有配偶者に限定したことから、配偶者の属性に関する要因も含まれている。パートナー関係に関する関連要因としては「同棲経験」と「同棲後婚」（シンガポールの「同棲中」はイスラム法上は有配偶）だけが残っているが、これらは日本の有配偶男性とシンガポールの有配偶女性においては両立のための制度整備の支持に対する正の効果をもつ傾向があるが、韓国の有配偶男性では両立のための施設整備の支持に対する正の効果をもつ傾向がある。これは同棲期間中に両立のための制度や施設の恩恵を受けにくいことを反映しているためなのかもしれない。また、韓国とシンガポールの有配偶男性では子どもをもつことが制度整備の支持に正の影響を及ぼす傾向がある（ただし、韓国の有配偶男性では「企業トップ啓発」の支持に負の影響をもつ）。さらに、韓国とシンガポールでは仏教が各種認識に負の影響をもつ傾向があるが、日本では正の影響をもつ傾向があるのも興味深い。

日本では高卒の有配偶者が各種制度の整備を支持しない傾向があり、高学歴者が支持する傾向があるようであるが、後者の傾向は韓国とシンガポールでも見受けられる。特に「制度利用をハンデとしない」ことについては両国の高学歴者によって支持される傾向があるものの、日本ではそのような傾向がみられないが、その代わりに専門職の有配偶女性が支持する傾向がみられる。

シンガポールと韓国でも正規雇用の有配偶者とその配偶者が WLB 政策改善を支持する傾向が若干あるが、日本ではその傾向がより強く出ていることはより切実な問題であることを示唆するのかもしれない。また、3カ国の有配偶女性では労働時間そのものが各種の認識に影響を及ぼしており、有配偶女性にとっての WLB に関する認識にも影響を及ぼしているように思われる。ただし、日本と韓国の有配偶女性では年齢階級との交差項とも有意な効果をもっていることから年齢階級（ライフコース段階）別に労働時間が与える影響が異なっている可能性がある。また、日本と韓国では有配偶男性の労働時間も WLB に関する認識に影響を及ぼしているため、有配偶男性の働き方も無視できないであろう。

日本の有配偶男女、韓国とシンガポールの有配偶女性では実家の時間距離や配偶者の親との同別居も WLB に関する認識に影響を及ぼしており、WLB 政策の不備を拡大家族で補っていることが窺われる。いずれにしても、国家間・男女間での比較が可能でないため、解釈が難しいので、比較可能なモデルによる分析結果の検討に移ることにする。

（3）比較可能なモデルによるロジット分析

表 10 は日本の男女、表 11 は韓国の男女、表 12 はシンガポールの男女における家族政策等に関する意識の関連要因に関する 2 項ロジット分析の結果を示したものである。表 10～表 12 のそれぞれの第 1 列と第 7 列に示された 3 カ国男女の「妊娠出産負担軽減施策支持」に関する分析結果で有意な効果をもつ変数をみると、日本の男性では 25～29 歳、有配偶、失業が正の効果をもち、パートナー未経験、有配偶と仏教の交差項が負の効果をもつ一方、日本の女性では 25～25 歳、同棲経験が正の効果をもち、パートナー喪失、パートナー未経験、非正規雇用が負の効果をもつため、25～25 歳の正の効果とパートナー喪失の負の効果が男女で共通する。韓国の男性では有意な正の効果をもつ変数がなく、35～39 歳、パートナー喪失、農村居住、仏教が負の効果をもつ一方、韓国の女性では専門職が正の効果をもち、非正規雇用が負の効果をもつため、男女で共通するものがない。シンガポ

ールの男性では30～34歳、仏教、カトリック、道教、ヒンドゥー教が正の効果を持ち、同棲経験、農業・自営、専門職、マレー系、外国人が負の効果をもつ一方、シンガポールの女性ではパートナー未経験、カトリックが正の効果を持ち、30～34歳、40～44歳、45～49歳が負の効果をもつことから、カトリックの正の効果が男女で共通するが、34～39歳の効果が男女で逆転することが示されている。3カ国の男性で共通する効果はないが、日韓の女性では非正規雇用の負の効果が共通しているものの、パートナー喪失の効果が日本とシンガポールの女性で逆転している。

表10～表12のそれぞれの第2列と第8列に示された3カ国男女の「育児支援施策支持」に関する分析結果で有意な効果をもつ変数をみると、日本の男性では有配偶、大都市居住、仏教が正の効果を持ち、35～39歳、40～44歳、有配偶と仏教の交差項が負の効果をもつ一方、日本の女性では25～29歳、30～34歳、35～39歳、40～44歳、同棲経験が正の効果を持ち、農業・自営が負の効果をもつことから、男女で共通する変数はないし、35～39歳と40～44歳の効果は逆転している。韓国の男性では高学歴、非正規雇用、プロテスタントが正の効果を持ち、25～29歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳、パートナー喪失、パートナー未経験、農村居住が負の効果をもつ一方、韓国の女性では民間部門被用者、大都市居住が正の効果を持ち、30～34歳が負の効果をもつことから、男女で効果が同じ変数も逆の変数もない。シンガポールの男性では30～34歳、有配偶、仏教、カトリック、イスラム教、ヒンドゥー教が正の効果を持ち、農業・自営、マレー系が負の効果をもつ一方、シンガポールの女性では同棲経験のみが有意な負の効果をもつことから、男女で効果が同じ変数も逆の変数もない。日韓の男性では35～39歳、40～44歳、パートナー未経験の負の効果が共通しているが、日本とシンガポールの男性では有配偶の正の効果が共通している。日韓両国の女性では30～34歳の効果が逆転しており、日本とシンガポールの女性では同棲経験の効果が逆転している。

表10～表12のそれぞれの第3列と第9列に示された3カ国男女の「1 国民の意識啓発」支持に関する分析結果で有意な効果をもつ変数をみると、日本の男性では有意な正の効果をもつ変数がなく、30～34歳と同棲経験が負の効果をもつ一方、日本の女性では同棲経験と農村居住が正の効果を持ち、25～29歳、パートナー未経験、高学歴、農業・自営、民間部門被用者が負の効果をもつことから、同棲経験が男女で逆の効果をもっている。韓国の男性ではパートナー喪失、パートナー未経験、農業・自営、失業が正の効果を持ち、30～34歳、高学歴、非正規雇用が負の効果をもつ一方、韓国の女性では有配偶、パートナー喪失が正の効果を持ち、30～34歳、高学歴が負の効果をもつことから、男女間でパートナー喪失の正の効果と30～34歳、高学歴の負の効果が共通している。シンガポールの男性では公的部門被用者、非正規雇用、インド系が正の効果を持ち、有意な負の効果をもつ変数はないが、シンガポールの女性ではマレー系、仏教、イスラム教、道教が正の効果を持ち、有配偶、同棲経験、パートナー未経験、高学歴が、インド系が負の効果をもつので、男女でインド系の効果が逆転している。3カ国の男性で効果が同じなのは日韓の30～34歳の負の効果のみであり、逆になるのは韓国とシンガポールの非正規雇用の効果のみである。女性で効果が同じものとしては3カ国における高学歴の負の効果と日本とシンガポールにおけるパートナー未経験の負の効果が、効果が逆のものとしては日本とシンガポールにおける同棲経験の効果がある。

表 10～表 12 のそれぞれの第 4 列と第 10 列に示された 3 カ国男女の「2 制度拡充」支持に関する分析結果で有意な効果をもつ変数をみると、日本の男性では 30～34 歳、45～49 歳、同棲経験、パートナー喪失が正の効果をもち、有意な負の効果をもつ変数がないが、日本の女性では非正規雇用と仏教が正の効果をもち、低学歴が負の効果をもつことから、男女で効果が同じ変数も逆の変数もない。韓国の男性では非正規雇用、大都市居住が正の効果をもち、同棲経験、パートナー未経験が負の効果をもつ一方、韓国の女性では専門職、非正規雇用、プロテスタントが正の効果をもち、35～39 歳、40～44 歳、45～49 歳、有配偶、パートナー喪失、パートナー未経験が負の効果をもつことから、男女間でパートナー未経験の負の効果と非正規雇用の正の効果が共通している。シンガポールの男性では有配偶、パートナー喪失、パートナー未経験が正の効果をもち、30～34 歳、35～39 歳、40～44 歳、45～49 歳、低学歴、失業が負の効果をもつ一方、シンガポールの女性ではパートナー喪失、高学歴、インド系、カトリック、ヒンドゥー教が正の効果をもち、農業・自営とマレー系が負の効果をもつので、男女でパートナー未経験の正の効果が共通している。3 カ国の男性で効果が同じ変数はないが、逆になるのは日韓の同棲経験の効果のみである。女性で効果が同じものとしては日韓の非正規雇用の正の効果があり、効果が逆のものとしては韓国とシンガポールにおけるパートナー未経験の効果がある。

表 10～表 12 のそれぞれの第 5 列と第 11 列に示された 3 カ国男女の「3 企業トップ啓発」支持に関する分析結果で有意な効果をもつ変数をみると、日本の男性では大都市居住、仏教が正の効果をもち、45～49 歳、同棲経験、パートナー喪失、パートナー未経験、有配偶と仏教の交差項が負の効果をもつ一方、日本の女性では 40～44 歳と 45～49 歳が正の効果をもち、非正規雇用が負の効果をもつことから、45～49 歳が男女で逆の効果をもつ。韓国の男性では有意な効果をもつ変数がないが、韓国の女性では民間部門被用者、失業が正の効果をもち、30～34 歳とプロテスタントが負の効果をもつことから、男女間で効果が同じ変数も逆の変数もない。シンガポールの男性では仏教とプロテスタントが正の効果をもち、パートナー喪失が負の効果をもつ一方、シンガポールの女性では高学歴、民間部門被用者が正の効果をもち、有意な負の効果をもつ変数がないことから、男女間で効果が同じ変数も逆の変数もない。日本とシンガポールの男性ではパートナー喪失の負の効果と仏教の正の効果が共通しており、韓国とシンガポールの女性では民間部門被用者の正の効果が共通しているが、男女いずれにおいても逆の効果をもつ変数はみられない。

最後に、表 10～表 12 のそれぞれの第 6 列と第 12 列に示された 3 カ国男女の「4 保育所等整備」支持に関する分析結果で有意な効果をもつ変数をみると、日本の男性では 30～34 歳が正の効果をもち、非正規雇用が負の効果をもつ一方、日本の女性では 25～29 歳、低学歴、公的部門被用者、失業者、有配偶と仏教の交差項が正の効果をもち、40～44 歳と農村居住が負の効果をもつことから、男女で同じ効果をもつ変数も逆の効果をもつ変数もない。韓国の男性ではパートナー未経験、大都市居住が正の効果をもち、公的部門被用者、民間部門被用者、失業が負の効果をもつ一方、韓国の女性では 30～34 歳、パートナー未経験、大都市居住が正の効果をもち、民間部門被用者と失業が負の効果をもつことから、男女間で大都市居住の正の効果と民間部門被用者と失業者の負の効果が共通している。シンガポールの男性では低学歴、農業・自営、専門職、道教が正の効果をもち、45～49 歳、パートナー喪失、非正規雇用が負の効果をもつ一方、シンガポールの女性では有配偶と同

棲経験が正の効果を持ち、仏教が負の効果をもつことから、男女間で効果が同じ変数も逆の変数もない。日本とシンガポールの男性ではパートナー喪失の負の効果と仏教の正の効果が共通しており、韓国とシンガポールの女性では民間部門被用者の正の効果が共通しているが、男女いずれにおいても逆の効果をもつ変数はみられない。3カ国の男性では効果が同じになる変数も逆になる変数もないが、女性では日韓で失業の効果が逆になっている。結局、以上のような3カ国について比較可能なモデルによっても男女間、国家間の共通点、相違点で一般化できそうなものはみいだせなかった。

4. おわりに

本稿では日本、韓国、シンガポールにおける家族政策等に関する意識の関連要因だけでなく、家族政策関連制度の利用の関連要因の分析を行った。日本において意識の上では家族政策関連施策に対する潜在的な需要は比較的多いことが改めて確認された。しかし、実際の制度の利用の水準はシンガポールよりもかなり低いことが再確認された。これは日本では正規雇用の女性が結婚・出産退職をせずに就業継続をすることがシンガポールよりも難しいことにもよるのではないかと想像された。また、日本では制度があっても各種の制約があってシンガポールよりも使いにくいことも示唆された。

実際、予備的分析によれば、日本では家族政策関連サービスの需要は比較的恵まれない層にも存在するが、家族政策関連制度の利用は正規雇用者、公的部門被用者、高学歴者といった比較的恵まれた層で多く、正規雇用で就業継続ができた女性を中心に利用されていることが推定された。表10～表12と同じモデルによる女性総数に関する分析結果によれば、「産前・産後休暇」について専門職、公的部門被用者、民間部門被用者で利用が多く、非正規雇用者、大都市居住者で利用が少ない。「育児休業」については公的部門被用者、民間部門被用者でも利用が多く、非正規雇用者で利用が少ない。正規雇用で就業継続すれば民間部門被用者でも相対的に使いやすくなっているようであるが、産休の場合は公的部門被用者と公的部門被用者の係数の大きさにあまり差がなかったのに、育休については民間部門被用者の係数が半分程度なので、公的部門被用者よりも取りにくいことが窺われる。

「保育所」については農業・自営業者と専門職者でも利用が公的部門被用者と同程度に多いが、民間部門被用者の係数は3分の2程度になっており、利用しにくい実態を示しているようである。

また、本人または配偶者が正規雇用で就業継続しているような比較的恵まれた層でもWLB関連の制度・施設の不足や制度利用がキャリア上のハンデになることを指摘していることは、正規雇用で就業継続している場合でも家族政策関連サービスがいまだに物理的、社会的に利用しにくいことを示唆している。また、そのような家族政策上のサービスの不足ないし使いにくさを家族戦略上の対応、親との同居・近居で補っている場合もあること(小島 1998b)が予備的分析の結果では示唆された。

年齢階級と就業関連属性の交差項が統計的に有意な効果をもつことからみて、年齢階級別、より正確にはライフコース段階別の家族政策関連サービスの需要が異なる可能性が示唆された。そこで、サービス供給もそのようなライフコース段階別の制度利用の需要に応えるものである必要があることも示唆された。また、日本でも宗教そのものと年齢階級と

宗教の交差項が比較的有意な効果をもつ場合があることが示されたが、宗教が価値観を示すのか、社会階層を示すのか、寺院・教会のネットワークを示すのかわからないが、無宗教が有意な効果をもつ場合があるので、従属変数によっても異なるものと思われる。同棲経験をはじめとするパートナー関係も比較的大きな影響を及ぼす場合があるが、これも価値観を反映する場合と社会階層を反映する場合が従属変数によってありそうである。

以上では日本についても政策的示唆を中心に述べてきたが、3カ国の比較分析の結果、男女間で効果の方向が共通する変数、国家間で効果の方向が共通する変数があることが示された。特に、長い労働時間を表す変数や社会的に恵まれた状況や恵まれない状況を表すような変数の効果が共通してみられる場合がある。また、日本を含め、パートナー関係や宗教に関する変数が意外に大きな効果をもっている。今後の実証研究での課題としては、日韓両国については地方別の分析、シンガポールについては民族別の分析ないしそれらを上位水準の変数として導入する多水準分析（階層線形モデル）も必要となろう。さらに、各種制度の利用について別個の分析を行うのではなく、制度間の競合の可能性を明示的にモデルに組み込む必要もあろう。同時に、制度利用の前提にもなりうる正規雇用による就業継続についても各種の詳細な分析を行う必要があろう。

引用文献

- Drouard, Alain (1992) *Une inconnue des sciences sociales. La fondation Alexis Carrel 1941-1945*. Paris, Editions de la Maison des Sciences de l'Homme.
- Höhn, C., D. Avramaov, and I. Kotowska (eds.) (2008) *People, Population Change and Policies: Lessons from the Population Acceptance Study Vol.2: Demographic Knowledge – Gender – Ageing*, Springer.
- 小島宏(1989)「出生促進政策の有効性」『人口問題研究』45(2), pp.15-34.
- 小島宏(1992)"Attitudes toward Fertility Trends and Policy in Japan."『人口学研究』15, pp.19-34.
- 小島宏(1994a)「先進諸国における出生率の変動要因と政策の影響」社会保障研究所編『現代家族と社会保障——結婚・出生・育児——』東京大学出版会, pp.107-126.
- 小島宏(1994b)「家族政策の基本原則(上)」『海外社会保障情報』109, pp.16-26.
- 小島宏(1995a)「第3子出生の要因」『厚生指針』42(2), pp.9-14.
- 小島宏(1995b)「家族政策の基本原則(下)」『海外社会保障情報』110, pp.75-95.
- 小島宏(1995c)「結婚 出産退職のタイミングの規定要因とその政策的合意」『日本経済政策学会年報』43, pp.112-115.
- 小島宏(1995d)「結婚・出産・育児および就業」大淵寛編『女性のライフサイクルと就業行動』大蔵省印刷局, pp.61-87.
- Kojima, Hiroshi(1996)"Determinants of Attitudes toward Population Aging in Japan."『人口問題研究』52(2), pp.1-18.
- 小島宏(1997)「有配偶女子就業に対する住宅、保育施策の潜在的影響」『日本経済政策学会年報』45, pp.157-160.
- 小島宏(1998a)「先進諸国における家族政策変動の出生力に対する影響」長寿社会開発セン